

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：公共下水道事業特別会計

事業名	「公共(下水道事業)」 「特定環境保全公共(下水道事業)」		
事業開始年月日	昭和61年7月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名*	黒部市	職員数* (H19. 4. 1現在)	14
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	342 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	14,926
累積欠損金 (百万円)	0	利益剰余金又は積立金 (百万円)	74
不良債務 (百万円)	0	財政力指数*	0.73 (H18)
資金不足比率 (%)	0	実質公債費比率* (%)	22.2 (H19)
		経常収支比率* (%)	84.8 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成18年3月31日 合併前市町村：旧黒部市、旧宇奈月町]

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	黒部市公共下水道事業特別会計経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	黒部市長
既存計画との関係	公営企業経営健全化計画 H18～H27
公表の方法等	市議会への説明を行うと共に市広報、市ホームページで公表する。
基本方針	1. 目的 快適で衛生的な環境をつくり、清らかな水環境を未来へ守り伝える。 2. 目標 ・下水道計画に基づき、公共下水・農業集落排水・合併浄化槽により、効率的に国庫補助を確保しながら、事業を推進する。 ・合併時に営業課を新設し、旧黒部市と旧宇奈月町の料金格差を是正し、適正な使用料の改定及び企画運営を図る。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	530	806	95	1,430
	補償金免除額	82	198	18	298
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	0	0	0	0
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	293	185	56	533

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 （平成21年度末残高）	年利6%以上7%未満 （平成20年度末残高）	年利7%以上 （平成19年度末残高）	合 計
公 営 企 業 債	特定環境保全公共下水道事業債	529,568	806,183	94,735	1,430,486
合 計 (A)		529,568	806,183	94,735	1,430,486
※ 一 般 会 計 の う ち （ 再 掲 ）					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					1,430,486

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 （平成21年度末残高）	年利6%以上7%未満 （平成21年度末残高）	年利7%以上 （平成20年度9月期残高）	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)		0	0	0	0
※ 一 般 会 計 の う ち （ 再 掲 ）					
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 （平成20年度9月期残高）	年利6%以上7%未満 （平成20年度9月期残高）	年利7%以上 （平成19年度末残高）	合 計
公 営 企 業 債	特定環境保全公共下水道事業債	281,795	177,010	55,230	514,035
合 計 (A)		281,795	177,010	55,230	514,035
※ 一 般 会 計 の う ち （ 再 掲 ）					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					514,035

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
注2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>当市は、平成18年3月31日に、旧黒部市と旧宇奈月町が合併した。</p> <p>旧宇奈月町は、公共下水道事業（特環）はほぼ概成しているが、旧黒部市は平成19年3月末の普及率は55.7%と整備中であるため一般財源からの財政負担が多くなっている。</p>
経営課題	<p>課題 ① 合併協議会において平成22年度までに経営健全化に向けての公営企業化の協議がなされた。</p> <p>課題 ② 公営企業化に向けて旧黒部市と旧宇奈月町の使用料金が統一されていない。</p> <p>課題 ③ 行政改革大綱において発生主義会計の実施が掲げられており、適正な料金の設定が求められている。</p> <p>課題 ④ 普及率の向上に向けて、企業債の導入が必要不可欠である。</p> <p>課題 ⑤</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し（②法非適用企業）

（1）収益的収支、資本的収支

（単位：百万円，％）

区 分		年 度	平成14年度 （計画前5年度） （ 決 算 ）	平成15年度 （計画前4年度） （ 決 算 ）	平成16年度 （計画前3年度） （ 決 算 ）	平成17年度 （計画前々年度） （ 決 算 ）	平成18年度 （計画前年度） （ 決 算 見 込 ）	平成19年度 （計画初年度）	平成20年度 （計画第2年度）	平成21年度 （計画第3年度）	平成22年度 （計画第4年度）	平成23年度 （計画第5年度）	
収 益 的 収 入	1	総 収 益 (A)	672	3,068	671	637	690	679	662	613	594	593	
	(1)	営 業 収 益 (B)	338	2,774	378	405	395	431	435	437	508	520	
		ア 料 金 収 入	338	354	378	405	395	431	435	437	508	520	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)	0	2,420	0	0	0	0	0	0	0	0	
		ウ そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(2)	営 業 外 収 益	334	294	293	232	295	248	227	176	86	73	
		ア 他 会 計 繰 入 金	324	289	288	232	289	233	213	163	74	68	
		イ そ の 他	10	5	5	0	6	15	14	13	12	5	
	収 益 的 支 出	2	総 費 用 (D)	662	650	655	637	690	679	662	613	594	593
		(1)	営 業 費 用	108	96	98	49	71	71	71	71	70	70
			ア 職 員 給 与 費	54	44	51	49	71	71	71	71	70	70
			うち 退 職 手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			イ そ の 他	54	52	47	0	0	0	0	0	0	0
		(2)	営 業 外 費 用	554	554	557	588	619	608	591	542	524	523
			ア 支 払 利 息	435	434	437	435	432	428	411	359	339	338
		うち 一 時 借 入 金 利 息	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		イ そ の 他	119	120	120	153	187	180	180	183	185	185	
3		収 支 差 引 (A)-(D) (E)	10	2,418	16	0	0	0	0	0	0	0	
資 本 的 収 入	1	資 本 的 収 入 (F)	2,252	2,005	1,802	1,367	1,522	1,476	1,522	1,573	1,589	1,604	
	(1)	地 方 債	1,276	1,003	846	585	705	755	758	758	758	758	
	(2)	他 会 計 補 助 金	336	372	389	397	422	235	262	311	325	338	
	(3)	他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(4)	固 定 資 産 売 却 代 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(5)	国（都道府県）補助金	517	468	426	161	257	255	270	270	270	270	
	(6)	工 事 負 担 金	91	118	103	84	78	89	91	93	95	97	
	(7)	そ の 他	32	44	38	140	60	142	141	141	141	141	
	資 本 的 支 出	2	資 本 的 支 出 (G)	2,282	2,005	1,800	1,366	1,521	1,476	1,522	1,573	1,589	1,603
		(1)	建 設 改 良 費	1,957	1,614	1,362	871	988	920	920	920	920	920
			うち 職 員 給 与 費	48	55	54	33	49	48	48	48	48	48
		(2)	地 方 債 償 還 金 (H)	325	391	438	495	521	556	602	653	669	683
		(3)	他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(4)	他 会 計 へ の 繰 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(5)	そ の 他	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)	-30	0	2	1	1	0	0	0	0	1		

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・黒部市行政改革大綱により、「職員適正化計画」を作成し、定員管理の適正化に努める。 ・平成18年3月の旧黒部市と旧宇奈月町の合併により、営業課を新設し適正な使用料金・人員削減等について法的化による事業統合を進めている。
○ 給与のあり方	
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・現行制度が国の給与構造に準じており、今後も準じていく予定である。また、地域手当については、当市は地域手当の対象地でなく、今後もこの状態が続く。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・国・県等の動向に準じて改善に取り組んでいる。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・退職時の特昇は行っていない。今後もこの状態を継続していく。
◇ 福利厚生事業のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険組合は、市町村共済組合へ加入しており、実施事業の見直し等を含めて負担率の適正化に努めている。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・処理場において、新技術の導入(超微細バッキ装置)等による電気料の削減等をH18年度に工事を行いH19年度から行っている。 ・管工事について、他市町村に先がけてPRP管を使用するなど工事費の約6%程度削減をH18年度から行っている。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・H19年度から一部処理場において包括的外部委託をしているが、今後すべての処理場を対象に包括的委託や指定管理者委託について検討を進める。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	・平成18年12月に作成された黒部市行政改革大綱に位置付けされた、経営健全化計画に基づき、平成21年度中の企業会計への移行を目標に進めているが、それに併せて使用料金の統一及び適正化を図る。
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	・下水道課ホームページにて、事業長期計画について情報公開を行っている。
○ 行政評価の導入	・平成19年度導入予定（試行）である。一部の事務事業評価を行い、今後対象を広げていく予定である。
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策か明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
資金不足比率	(%) (再掲)										
料金回収率※	(%)	35.4	35.1	35.6	36.0	32.8	34.0	34.3	34.5	41.1	41.3
総収支比率(法適用)	(%)										
経常収支比率(法適用)	(%)										
営業収支比率(法適用)	(%)										
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)										
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)	68.1	294.7	61.4	56.3	57.0	55.0	52.4	48.4	47.0	46.5
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)										
繰入金比率	収益的収入分	48.4	9.4	40.7	36.4	41.9	34.3	35.2	26.6	25.8	25.8
	うち基準内繰入金	32.1	6.8	31.7	36.4	41.9	34.3	35.2	26.6	25.8	25.8
	うち基準外繰入金	16.2	2.6	8.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	うち料金収入に計上すべき繰入等										
	うち赤字補てん的なもの										
	資本的収入分	14.9	18.6	23.1	29.0	27.7	15.9	17.2	30.5	31.1	31.6
	うち基準内繰入金	2.3	3.1	2.6	4.0	2.2	3.7	3.6	3.5	3.5	3.6
	うち基準外繰入金	12.6	15.4	20.5	25.1	25.6	12.3	13.6	27.0	27.6	28.1
	うち赤字補てん的なもの										

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	旧宇奈月町との料金格差等があると同時に、料金形態には使用水量によるものと人数割によるものがある。料金の統一については、特別会計から企業業界系への移行時に併せて行うこととしている。
2 他会計繰入金の見込み	現在は一般会計からの繰入に頼っているが、財政事情を考慮し平準化債等の借入等も検討し、一般会計からの繰入の抑制に努める。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	処理区域の拡大により、処理場の増設(水処理4, 5系列)を計画しているが、事業費が増大しないように管路建設事業とのバランスを考慮しながら事業を進める。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	水洗化率の向上のため、下水道デーに併せたイベント(H19年度5,100人の集客)や、HPを利用したPR活動を行っている。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	・下水道企業会計への移行をし、電算システムの充実を図り、また、施設の統合についても積極的に推進することにより、職員の適正化を図る。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	・適正な料金改定により、一般会計からの基準外繰出しを解消する。
4 その他	・ホームページにより、経営改革等について情報公開する。

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等
(5) 下水道事業

(単位: 百万円)

区分	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画2年度)	平成21年度 (計画3年度)	平成22年度 (計画4年度)	平成23年度 (計画5年度)	計画合計
収入の確保	① 処理区域内人口(人)	19,550	21,095	22,266	23,226	24,247		25,247	26,247	27,247	28,247	29,247	
	A 増減		1,545	1,171	960	1,021	4,697	1,000	2,000	3,000	4,000	5,000	15,000
	水洗便所設置済人口(人)	14,708	16,045	17,608	18,874	20,459		21,859	23,259	24,659	26,059	27,459	
	B 増減		1,337	1,563	1,266	1,585	5,751	1,400	2,800	4,200	5,600	7,000	21,000
	C 増減		1	3	2	3	9	2	4	6	8	10	30
	有収水量(m ³)	2,513,879	2,633,254	2,908,357	3,084,553	2,575,021		3,154,553	3,224,553	3,294,553	3,364,553	3,434,553	
	D 増減		119,375	275,103	176,196	-509,532	61,142	579,532	649,532	719,532	789,532	859,532	3,597,660
	② 使用料単価(円/m ³) (使用料収入/有収水量)	135	135	130	131	153		131	130	132	155	155	
	E 増減		-0	-5	1	22		-22	-23	-21	2	2	
	③ 料金改定率(%) (料金改定実施年度に記載)	0	0	0	0	0		0	0	15	0	0	
F 増減													15
G 増減													
H 増減													
経営の効率化	⑤ 職員1人当たりの営業収益(百万円)	28	27	31	37	28		31	31	31	36	37	
	増減		-1	4	6	-9	0	3	3	3	8	9	27
	職員数(人)	12	13	12	11	14		14	14	14	14	14	
	増減		1	-1	-1	3	2	0	0	0	0	0	0
	管理運営費(百万円)	988	1,039	1,093	1,133	1,211		1,217	1,223	1,229	1,235	1,241	
	I 増減		51	54	40	78	223	6	12	18	24	30	90
	⑥ 処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	51	49	49	49	50		48	47	45	44	42	
	J 増減		-1	-0	-0	1	-1	-2	-3	-5	-6	-8	-24
	⑦ 汚水処理原価(円/m ³) (汚水処理経費/有収水量)	381	383	365	364	467		386	379	373	367	361	
	K 増減		2	-18	-1	103	86	-81	-88	-94	-100	-106	-469
⑧ 汚水処理原価(維持管理費)(円/m ³) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)	85	78	71	63	97		67	65	65	63	63		
L 増減		-7	-7	-8	34	12	-30	-32	-32	-34	-34	-162	
M 増減													
⑨ 使用料回収率(%) (E/K×1,000)	354	351	356	360	328		386	343	354	422	429		
増減		-3	4	4	-32		58	15	26	95	102		
⑩ 累積欠損金比率(%)	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0		
増減							0	0	0	0	0		
⑪ 企業債現在高(百万円)	13,560	14,171	14,578	14,743	14,926		15,106	15,286	15,426	15,566	15,706		
増減		611	407	165	183		180	360	500	640	780		
収入の確保	使用料収入	338	354	378	405	395		431	435	437	508	520	
	改善額		16	23	27	-10	56	36	40	42	113	125	356
	①有収水量の増加		16	23	27	-10	56	36	40	42	40	40	198
	②使用料の適正化							0	0	0	73	85	158
	③収納率の向上							0	0	0	0	0	0
④その他④()													
改善額													
経営の効率化	管理運営費	988	1,039	1,093	1,133	1,211		1,217	1,223	1,229	1,235	1,241	
	うち職員給与費中の退職手当を除いたもの	102	100	92	81	120		116	116	115	114	114	
	改善額		-1	-2	5	-24	37	15	5	5	6	6	27
	⑤職員給与費の適正化		-1	-2	5	-23	38	17	1	1	2	2	7
	維持管理費(上記以外)の適正化 ()					-1	-1	-2	4	4	4	4	20
	うち職員給与費中の退職手当	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	
⑥その他⑥()													
改善額													
計画前5年間改善額 合計							71	改善額 合計					383

○計画前年度において使用料単価150円/m³(20m³当たり3,000円)未満(処理原価が150円/m³未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記載し、当該適正化による増収額を②に記載すること。

○「収入の確保」その他④の例: 未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

○「経営の効率化」その他⑥の例: 建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

- 使用料適正化の考え方
・処理費について、適正な料金体制を実現するため企業会計の導入を進める。
- 民間委託の取組状況
・処理場について、包括的民営委託を検討していく。
- その他に記載された項目に関する取組等

(参考) 補償金免除額 298